

○長門市医療・福祉系人材確保事業費補助金交付要綱

(令和4年3月31日告示第55号)

改正 令和5年4月1日告示第57号 令和6年9月17日告示第130号

令和7年12月8日告示第168号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の将来を支える専門人材の確保と若者の市内定着を図るため、大学等を卒業後に市内で医療、福祉分野の専門的職業として就業する者で、本市に定住し、奨学金の返還を行う者に対し、長門市医療・福祉系人材確保事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、長門市補助金等の交付手続等に関する規則（平成20年長門市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程をいう。
- (2) 就業 次のいずれかに該当することをいう。
  - ア 正規雇用の労働契約に基づき雇用されていること。
  - イ 継続した労働契約の締結を前提として、期間の定めのある労働契約に基づき、1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して雇用されており、かつ社会保険に加入していること。
- (3) 定住 本市の住民基本台帳に記録され、現に当該住所地に居住していることをいう。

(補助金の対象となる奨学金)

第3条 補助金の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金及び利子
- (3) 国又は地方公共団体が運営する奨学金
- (4) 大学等の独自の奨学金
- (5) その他市長が適当と認める奨学金

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。ただし、国家公務員及び地方公務員は除く。

- (1) 大学等を卒業後、令和4年4月1日以降に市内の医療、福祉分野の事業所で、別表第1に定める専門的職業として就業し、引き続きその業務に従事する意思を有している者
- (2) 第5条第1項に規定する認定申請をする年度の10月1日以前から定住を開始し、引き続き定住する意思を有する者
- (3) 第5条第1項に規定する認定申請をする年度の10月1日において、月賦、半年賦若しくは年賦により奨学金の返還を行っている者で、かつ滞納していない者
- (4) 返還における他の公的支援を受けていない者
- (5) 市税を滞納していない者
- (6) 長門市暴力団排除条例（平成23年長門市条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

(補助対象者の認定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別表第2に定める期間内に、医療・福祉系人材確保事業費補助金補助対象者認定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大学等を卒業したことを証明する書類
- (2) 奨学金の借入総額及び返還予定額が確認できる書類
- (3) 資格の取得を証明する書類
- (4) 在職証明書（別記様式第2号）
- (5) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (6) 奨学金の返還に係る他の公的支援以外の補助金等を受けている場合にあっては、当該補助金等の額が確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、認定の適否を決定し、医療・福祉系人材確保事業費補助金補助対象者認定（却下）通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(認定事項の変更の届出)

第 6 条 前条第 2 項により認定の通知を受けた者（以下「認定者」という。）は、その認定事項について変更が生じた場合は、速やかに医療・福祉系人材確保事業費補助金補助対象者認定変更届出書（別記様式第 5 号）に、同条第 1 項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

（認定事項の変更等）

第 7 条 市長は、前条の規定による届出があったとき、又は認定者が第 4 条第 1 項各号に該当しなくなったことが判明したときは、その内容を審査のうえ、認定の可否を決定し、医療・福祉系人材確保事業費補助金補助対象者認定変更（取消）通知書（別記様式第 6 号）により認定者に通知するものとする。

（補助金の額）

第 8 条 補助金の額は、補助金の交付を申請する会計年度の前年度の 10 月 1 日から当該年度の 9 月 30 日までの各月の奨学金の返還金の総額に相当する額又は 18 万円のいずれか低い額とし、1 月あたり 1 万 5 千円を上限とする。ただし、令和 4 年度の補助金の額は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの各月の奨学金の返還金の総額に相当する額又は 9 万円のいずれか低い額とし、1 月あたり 1 万 5 千円を上限とする。

2 補助金の総額は借入総額の 2 分の 1 又は 90 万円のいずれか低い方の額を限度とする。ただし、第 8 条に定める補助対象期間において、奨学金の返還に係る他の公的支援以外の補助金等を受けている場合にあっては、補助金の総額から当該他の補助金等の合計額を控除するものとする。

3 繰上返還及び滞納繰越による奨学金の返還額は、第 1 項に規定する返還金の総額に相当する額に含まないものとする。

（補助対象期間）

第 9 条 補助金の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、次の各号に掲げる日のうち最も遅い日の属する月から起算して 5 年又は補助対象者が 39 歳に到達した年度の 3 月までのいずれか短い期間とする。

(1) 本市に定住を開始した日

(2) 市内の医療、福祉分野の事業所で、別表第 1 に定める専門的職業として就業した日

(3) 補助金の対象となる奨学金の最初の返済期日

2 前項の規定に関わらず、第 4 条に規定する事項のいずれかに該当しなくなったときは、当該事実が生じた日の属する月までとする。ただし、同条第 1 号の規定に関して当該事実が生じた場合は次の各号のとおりとする。

(1) 認定者に起因する事由により退職した場合

ア 退職した日から 3 か月以内に第 4 条第 1 号に規定する専門的職業として、市内の他の事業所で就業した場合は、当初認定された補助対象期間から同号の規定に該当しない期間を控除した期間を補助対象期間とする。

イ 退職した日から 3 か月を経過した場合は、当該事実が生じた日の属する月までを補助対象期間とする。

(2) 認定者の責めに帰すことのできない事由により退職した場合

ア 退職した日から 3 か月以内に第 4 条第 1 号に規定する専門的職業として、市内の他の事業所で就業した場合は、当初認定された補助対象期間から同条同号の規定に該当しない期間を控除し、その控除した期間を当初認定された補助対象期間の末日に加算する。ただし、当初認定された補助対象期間内に奨学金の返還が終了する場合は、同条同号の規定に該当しない期間の控除のみ行い、加算は行わない。

イ 退職した日から 3 か月を経過した場合は、当該事実が生じた日の属する月までを補助対象期間とする。

(補助金の交付申請)

第 10 条 補助金の交付を申請しようとする認定者は、別表第 2 に定める期間内に医療・福祉系人材確保事業費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 奨学金の返還額を証明する書類

(2) 在職証明書（別記様式第 2 号）

(3) 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し

(4) 奨学金の返還に係る他の公的支援以外の補助金等を受けている場合にあっては、当該補助金等の交付額を確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 複数年にわたり補助金の交付を受けようとする認定者は、年度ごとに前項の規定による申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び確定)

第 11 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金交付の可否を決定するとともに、補助金の額を確定し、医療・福祉系人材確保事業費補助金交付決定兼確定通知書（別記様式第 8 号）により認定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 12 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定及び補助金の額の確定をしたときは、速やかに認定者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第 13 条 市長は、補助金の交付を受けた認定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することを不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、医療・福祉系人材確保事業費補助金返還請求書（別記様式第 9 号）により期限を定めてこれを返還させるものとする。

（その他）

第 15 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日告示第 57 号)

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 4 年 4 月 1 日時点で満 30 歳以上の者における令和 4 年度の補助金の交付については、令和 5 年度に市長が別に定める期間内に、第 5 条第 1 項に規定す

る補助対象者の認定申請及び第9条第1項に規定する補助金の交付申請があった場合は、交付ができるものとする。

- 3 令和4年3月31日以前に市内の医療、福祉分野の事業所で、別表第1に定める専門的職業として就業した者については、第4条第1号の「大学等を卒業後、令和4年4月1日以降に」を「大学等を卒業後、」と読み替えるものとする。この場合における令和4年度の補助金の交付については、令和5年度に市長が別に定める期間内に、第5条第1項に規定する補助対象者の認定申請及び第9条第1項に規定する補助金の交付申請があった場合は、交付ができるものとする。

附 則(令和6年9月17日告示第130号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年9月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の長門市医療・福祉系人材確保事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の事業について適用し、令和5年度までの事業については、なお従前の例による

附 則(令和7年12月8日告示第168号)

この告示は、令和7年12月8日から施行する。

別表第1(第4条関係)

区分	名称
専門的職業	医師、歯科医師、保育士、幼稚園教諭、保健師、助産師、看護師、准看護師、薬剤師（調剤に限る）、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士
	その他市長が必要と認める専門的職業

別表第2(第5条、第9条関係)

区分	申請期間	
補助対象者の認定申請	当該年度の10月1日から10月31日まで	
補助金の交付申請	初回	当該年度の1月4日から1月31日まで
	2回目以降	当該年度の10月1日から10月31日まで

備考 申請期間の末日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日を申請期間の末日とみなす。

別記様式第 1 号(第 5 条関係)

医療・福祉系人材確保事業費補助金補助対象者認定申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 5 条、第 9 条関係)

在職証明書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 5 条関係)

誓約書兼同意書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 5 条関係)

医療・福祉系人材確保事業費補助金補助対象者認定（却下）通知書

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 6 条関係)

医療・福祉系人材確保事業費補助金補助対象者認定変更届出書

[別紙参照]

別記様式第 6 号(第 7 条関係)

医療・福祉系人材確保事業費補助金補助対象者認定変更（取消）通知書

[別紙参照]

別記様式第 7 号(第 10 条関係)

医療・福祉系人材確保事業費補助金交付申請書兼請求書

[別紙参照]

別記様式第 8 号(第 11 条関係)

医療・福祉系人材確保事業費補助金交付決定兼確定通知書

[別紙参照]

別記様式第 9 号(第 14 条関係)

医療・福祉系人材確保事業費補助金返還請求書

[別紙参照]